

約 款

下田有線テレビ放送(甲)と加入名義人(乙)の間に結ばれるテレビ視聴契約を記す。

(本契約)

- 第1条 テレビ視聴契約は、甲の**加入台帳に記載されることによって効力を有する**。
- 1項 乙の個人情報の記載事項は本契約の遂行に必要な最小限の情報とする。
- 2項 甲が収集した乙の個人情報の保管は法令を遵守し、適正な扱いをする。
- 3項 本契約が抹消された場合、甲が保管した乙の個人情報は速やかに削除する。

(加入時一時金)

- 第2条 テレビ視聴に関し、視聴契約金(加入金)の支払方法により加入種別を定め、2台目加入の手続き料、加入時に納付する一時金を定める。(消費税は含まない)
- 乙は加入時一時金に消費税を添えて甲に支払う。**

加入種別	加入契約 並びに2台目加入		工事費用負担金		STB取付費用	
	加入金	2台目加入手続き料	光引込	メタル引込	STB取付	B-CASカード
加入金方式	30,000円	3,000円	27,000円	20,000円	8,200円	2,000円
受信料方式	0円					

- 但し、
- ① 同一家屋内であっても、マンション及び居所が独立して家屋内での通行不能の棟割り家屋等には、原則として別に加入契約を必要とする。
- ② 2台目加入手続き料は加入テレビ台数1台目を基本契約数とし、増加するテレビ台数の数量にそれぞれ2台目加入手続き料を加算する。
- ③ STB取付費用の総額は契約数毎に加算する。
光引込は光ケーブルを**利用**し、光受信機(V-ONU)1台を取付する。
メタル引込は同軸ケーブルを**利用**する。
- 2項 加入時に付帯する一時金は合算し納付する。なお、家屋内の必要とする配線は契約者が電気店等の施工により自費負担する。

(利用料の種類と受信の範囲)

- 第3条 本契約による利用料の種類は、利用料・同一世帯2台目利用料・別世帯2台目利用料・BSパック利用料とする。
- 1項 本契約に示す利用料・同一世帯2台目利用料・別世帯2台目利用料で受信できる範囲は、地上デジタルテレビジョン放送・エフエム標準放送とする。
- 2項 BSパック利用料で受信できる範囲は、**地上デジタルテレビジョン放送・BSデジタルテレビジョン放送**とし、1契約あたり1台のデジタル放送受信STBを利用する。
- 3項 BSパック利用料は本契約に付加する受信であり、同一世帯2台目並びに別世帯2台目の加入にも付加して利用できる。

(月額利用料と課金台数)

- 第4条 乙は本契約による利用料のほか同一世帯2台目、別世帯2台目以上の定められた利用料並びにBSパック利用料をまとめて甲に前納しなければならない。
- 但し、別世帯2台目加入した居住者が契約するBSパック契約については、居住者は付加したBSパック利用料の契約利用料のみ前納できる。
- 1項 利用料は乙の本契約に親機とするテレビジョン受像機1台目の料金を示す。
- 2項 同一世帯2台目利用料はテレビを増設する場合、親機に付属する子機とし、乙と居住を同じにする家族が生活する家などで利用する場合の料金を示す。
更に増設する場合は数量に応じ、これを加算する。
この扱いは事業所(ホテル・旅館・民宿・保養所・病院・店舗・船舶)のほか、特に甲が認めた場合にも適用する。
- 3項 別世帯2台目利用料は、アパート・貸間などの増設設置するテレビの料金を示す。
増設する場合は、親機に付属する子機とし、増設する数量を加算する。

4項 月額利用料を記す。(消費税を含まない)

乙は月額利用料に消費税を添えて甲に支払う。

消費税を含まない				
加入種別	本契約 1台目	同一世帯 2台目	別世帯 2台目	BSパック 1台目及び2台目
加入金 方式	1,946円	864円	1,946円	881円
受信料 方式	2,146円	864円	2,146円	881円

(CASカードの負担)

第5条 乙は甲が行うデジタル放送を受信する目的で、BSパック契約するにあたり、甲が発給するCASカードの負担をし、乙が所有する受信機に添付されたCASカードは使わないものとする。

(割引)

第6条 乙が当月、または先月の利用料を当月末までに納付した場合、または金融機関に振り込んだ場合は割引を定める。

加入種別	利用料の種類	単位 円 消費税を含まない		
		先月分利用料を 当月に納付	当月分利用料を当月に納付 集金扱い	口座振替
加入金 方式	1台目	36	36	73
	同一世帯 2台目	27	27	45
	別世帯 2台目	36	36	73
受信料 方式	1台目	46	46	46
	同一世帯 2台目	27	27	27
	別世帯 2台目	46	46	46
BS パック	1台目	0	0	0
	2台目	0	0	0

1項 6ヶ月以上または12ヶ月以上まとめて前納した場合の割引率を定める。

6ヶ月前納	合計利用料の 5%引き	12ヶ月前納	合計利用料の 10%引き
-------	----------------	--------	-----------------

(加入金の返却)

第7条 令和6年3月31日までに加入契約した乙の都合によりテレビ視聴契約を廃止する場合は、ただちにテレビ視聴契約書を甲に返却し、その旨届出をしなければならない。

この場合、加入時の視聴権利金(加入金)は施設償却相当額を差し引き返却する。

なお、本権利の廃止の場合は、同時に2台目以上の加入も消滅する。

2項 令和6年4月1日以降に加入契約した乙の都合によりテレビ視聴契約を廃止する場合は、ただちにテレビ視聴契約書を甲に返却し、その旨届出をしなければならない。

この場合、加入時の視聴権利金(加入金)は、返却しない。

(解説: 短期間の加入期間の場合は受信料方式で加入してもらう事で費用負担の軽減を行う。)

3項 乙は過去に契約したデジタルパック契約またはBSパック契約時にCASカードの納付した負担金につき、解約時は負担金の返却は行わない。

(居所の移動)

第8条 乙は所定の手続きにより甲の定めた手数料を添えて甲に届出をし、その承認を得なければならない。

但し、2台目以上は、その場限りのものであるため居所の移動に伴う権利の移動は、同一世帯が本加入に付属したもの以外、2台目以上の単独移動は認めない。

2項 乙の居所の移動にともなう引込線の工事負担は別表1に記載する。

消費税を含まない		
別表1	居所移動に伴う 手数料	居所の移動に伴う工事費用負担
	1,000円	メタル引込 20,000円 光引込 27,000円

(名義変更)

第9条 乙は所定の手続きにより甲の承認を得て、本契約を他人に譲渡することができる。その場合は発行済みの視聴契約書と手数料を添えて届け出る。

- 2項 乙が視聴契約書を紛失した場合は、再発行の申込書に再発行料を添えて届け出ることに伴い新証書の発行を受けられる。紛失した旧証書は無効となる。
別表2に記載する。

(休電扱い)

第10条 乙が都合により受信を休電する場合、甲にその旨届出し甲の承認により継続して11ヶ月以内を限度にその間の利用料は免除される。本措置は15年間を限度とする。但し、世帯別2台目以上には適用されない。

- 2項 乙が契約した居所で再び利用する場合は、休電した期間および未納付利用料の清算をすることとし、引込線補修の工事費用を負担する。**別表2に記載する。**

別表2

消費税を含まない			
名義変更 手数料	再発行 料	移転手数料	復活工事費用
1,000円	1,000円	1,000円	3,000円

注:復活工事の範囲
タップ接続/光コネクタ接続
(引込線が架線されていた
場合に限る)

(無断利用の禁止)

第11条 乙は、甲に無断で自己の引込線等を他人に使用させてはならない。また、家屋内の移動工事等についても、甲の技術者または甲の指定工事人以外の者が行ってはならない。

(役務の停止)

第12条 乙は、甲に納入する利用料を3ヶ月以上滞納した場合、およびその他本契約に違反した場合は、ただちに本契約による権利を失い、更に甲の損害賠償にも応じなければならない。

(受託業務)

第13条 甲が行うデジタル放送は、甲が契約した社団法人日本ケーブルテレビ連盟と株式会社ビーエスコンディショナルアクセスシステムズが管理運営するCATV専用B-CASカードを、使用許諾契約約款にもとづいて取り扱う。

(実施期日)

第14条 本契約は**令和6年4月1日**から適用する。

(付則)

第15条 料金等を一覧表表示する付表1を記す。

付表1 料金の一覧表示

令和6年4月1日改定

加入時一時金

消費税を含まない						
	加入契約	並びに2台目加入	工事費用負担金		STB取付費用	
加入種別	加入金	2台目加入手数料	光引込	メタル引込	STB取付	B-CASカード
加入金方式	30,000円	3,000円	27,000円	20,000円	8,200円	2,000円
受信料方式	0円	3,000円	27,000円	20,000円	8,200円	2,000円

利用料金及び先月分並びに当月分納付割引後の利用料

●加入金ありの場合(加入金方式) 令和6年4月1日適用(消費税10%)

単位:円

種別	新 基本料金			割引後の利用料					
				先月分請求 当月納付			当月分請求 当月納付		
	本体	税	税込	集金扱い・口座振替			口座振替		
	本体	税	税込	本体	税	税込	本体	税	税込
1台目	1,946	194	2,140	1,910	190	2,100	1,873	187	2,060
同世帯2台	864	86	950	837	83	920	819	81	900
別世帯2台	1,946	194	2,140	1,910	190	2,100	1,873	187	2,060

★加入金なしの場合(受信料方式) 令和6年4月1日適用(消費税10%)

単位:円

種別	新 基本料金			先月分 当月分 請求 当月納付		
				先月分請求	当月分請求	請求 当月納付
	本体	税	税込	集金扱い・口座振替の 割引後の利用料		
	本体	税	税込	本体	税	税込
1台目	2,146	214	2,360	2,100	210	2,310
同世帯2台	864	86	950	837	83	920
別世帯2台	2,146	214	2,360	2,100	210	2,310

前納割引率

6ヶ月前納	合計利用料の 5%引き	12ヶ月前納	合計利用料の 10%引き
-------	----------------	--------	-----------------

その他の料金

消費税を含まない					
名義変更 手数料	再発行 料	移転手数料	復活工事費用	居所の移動に伴う 工事費用負担	
				メタル引込	光引込
1,000円	1,000円	1,000円	3,000円	20,000円	27,000円